

北部大阪都市計画地区計画の決定（茨木市決定）

都市計画彩都あさぎ六丁目地区地区計画を次のように決定する。

1. 地区計画の方針

名	称	彩都あさぎ六丁目地区地区計画
位	置	彩都あさぎ六丁目地内
面	積	約 6.9 ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、茨木市中心部より北西へ約5kmに位置し、彩都（国際文化公園都市）西部地区に隣接した丘陵地で、幹線道路の都市計画道路山麓線沿道の地区である。</p> <p>この立地特性を活かし、彩都の都市づくりにおける、企業立地や研究開発の推進といった地域の振興及び発展に寄与し、魅力向上につなげるとともに、良好な周辺環境と調和した適切な土地利用の誘導を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>本地区は、情報通信系及びライフサイエンス系施設の誘導により、隣接する彩都における研究開発等の更なる発展を図る。</p> <p>また、地区内の緑化に努め、周辺環境と調和したみどり豊かでゆとりと潤いのある土地利用を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>周辺環境と調和した良好な環境の形成を図るため、緩衝緑地帯を配置する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>良好な市街地の形成を図るため、建築物の用途、建ぺい率、容積率、敷地面積、壁面の位置、高さの制限及び垣又は柵の構造等を定める。</p> <p>壁面緑化等の敷地内の緑化促進により、周辺環境に調和した良好な環境と景観形成を図る。</p>

2. 地区整備計画

地区施設の配置及び規模	1号緩衝緑地帯	約 2.7 ha	
	2号緩衝緑地帯	約 0.04 ha (出入口部は除く。)	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 一戸建ての住宅、長屋建ての住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿</p> <p>(2) 学校、図書館その他これらに類するもの</p> <p>(3) 認定こども園 (ただし、建築物に附属するものを除く)</p> <p>(4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(5) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(6) 保育所 (ただし、建築物に附属するものを除く)</p> <p>(7) 公衆浴場</p> <p>(8) 診療所</p> <p>(9) 店舗、飲食店等 (ただし、建築物に附属するものを除く)</p> <p>(10) 病院</p> <p>(11) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>(12) 自動車車庫 (ただし、建築物に附属するものを除く)</p> <p>(13) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの</p> <p>(14) ホテル又は旅館</p> <p>(15) 自動車教習所</p> <p>(16) 畜舎</p> <p>(17) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(18) カラオケボックスその他これらに類するもの</p> <p>(19) 法別表第2 (へ) 項に掲げるもの。ただし、各号に掲げるものを除く。</p> <p>(20) 倉庫 (ただし、建築物に附属する倉庫を除く)</p> <p>(21) 自動車修理工場</p>
		建築物の容積率の最高限度	10分の20
		建築物の建蔽率の最高限度	10分の6
		建築物の敷地面積の最低限度	2,000平方メートル
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離の最低限度は3メートル以上とし、隣地境界線までの距離は6メートル以上とする。
		建築物の高さの最高限度	31メートル
		垣又は柵の構造の制限	道路に面する垣又は柵は、生垣、ネットフェンス等、開放性のあるものとする。
		形態又は意匠の制限	屋外に設置する広告物は一点 30 m ² 以下、かつ同一壁面面積の10分の1以下とする。 建築物の壁面を緑化するなど、敷地内は積極的に緑化するものとする。

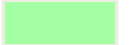
「地区計画及び地区整備計画の区域並びに地区施設の配置は計画図表示のとおり」

凡例

彩都あさぎ六丁目地区
地区計画区域及び
地区整備計画区域



緩衝緑地帯



1号緩衝緑地帯

2号緩衝緑地帯

茨木市
彩都あさぎ六丁目

計画図

令和2年度
北部大阪都市計画
地区計画の決定
(茨木市決定)

S=1/2,500